

大阪市条例第53号

消防職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

消防職員の特殊勤務手当に関する条例（平成12年大阪市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定を削る。

改正後	改正前
(警防活動手当) 第3条 [略] [2～5 略] [削る]	(警防活動手当) 第3条 [同左] [2～5 同左] <u>6</u> 第1項第1号又は第2号に掲げる場合において、これらの号に規定する業務が、そのまん延により市民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症として人事委員会規則で定めるものの病原体に汚染されている区域における作業を伴うものであるときは、第2項から前項までの規定による額に、当該業務に従事した日1日につき、3,000円を加算する。
備考 表中の[]の記載は注記である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。